

電波有効利用成長戦略懇談会（第10回）議事要旨

1. 日時

平成30年4月24日（火）10:00～11:00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省）8階第1特別会議室

3. 出席者

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、関口和一（株式会社日本経済新聞社編集委員）、高田潤一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、寺田麻佑（国際基督教大学教養学部准教授）、藤原洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO）、森川博之（東京大学大学院工学系研究科教授）

総務省：

坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、鈴木総務審議官、武田総括審議官、今林国際戦略局長、山田情報流通行政局長、渡辺総合通信基盤局長、竹内電波部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、野崎電波政策課長、杉野移動通信課長、近藤電波環境課長、中村電波利用料企画室長、金澤電波政策課企画官、片桐移動通信課企画官、竹村事業政策課長、椿国際戦略局参事官、湯本放送政策課長

4. 配布資料

資料10-1 電波有効利用成長戦略懇談会 検討事項

資料10-2 （1）周波数割当て・移行関連

資料10-3 主要国・地域における携帯電話等の周波数割当て

資料10-4 （3）その他の電波有効利用方策

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①資料10-2に基づき事務局から、資料10-3に基づき三菱総合研究所 伊藤陽介氏から説明が行われた。

(藤原構成員)

P. 14の割当手法の抜本の見直しについて、4Gまでと異なり5G以降の周波数の割当ては多様になることが予想されるため、携帯電話やスマートフォンのような、人が使う端末だけではなく、モノが自動的に発信したり受信したりするという、広い意味のIoTデバイスに電波を割り当てることを想定すべきだと思う。製造業や建設業、農業等様々な産業分野のIoTデバイスも新たな割当手法の対象にすることを検討してはどうか。

(高田構成員)

免許不要局について考える際、野良デバイスの問題が出てくると思われる。実際にパブコメの意見や前回までの会合での意見を見ると、残存する免許不要局の問題が指摘されている。要するに、インストールされたまま動き続け、電波を出し続けている忘れられたデバイスをどう扱うかについて長期的に考える必要がある。免許不要帯域を開放した結果、汚れっぱなしになると非常にまずい。

(大谷構成員)

P. 14の割当手法の抜本の見直しについて、経済的価値を踏まえた金額とそれ以外の項目をどのように組み合わせるかを評価するか、それぞれの項目の評価配分をどうするのか、この機会に明確にする必要があるのではないかと。今回、価格要素が総合評価方式の中に入ってくるとしても、特に人口カバー率の項目が軽視されないよう、比較審査の項目については多様な判断要素を勘案しなければならない。また、これらの審査項目というのは割当帯域の特性によって柔軟な対応も必要だと思われる。現行では、評価方法を固定的に定めるのではなく、割当ての都度、審査項目と配点等を示すという方法をとっているため、引き続き同じ方法を採用すべきと思っている。また、事務局の説明によれば、開設指針はあらかじめ公表されるため、申請予定者にとって予測可能性を担保することも行われている。申請予定者の予測可能性を担保するのであれば、前回の会合でのフランスの制度等も参考にできるのではないかとと思われる。

(寺田構成員)

資料10-2のP. 2について、是正勧告や改善命令を行うことについて検討することは有効

だと思われるが、現段階では検討するという方向性を考えるだけでも、周波数の返上等を円滑に行うべきという形で前提となっている問題に対応できるのではないと思われる。また、実際には是正勧告と改善命令を行う場合、その前提となる基準等を作る必要があると思われる。

(多賀谷座長)

無線局免許は電波を使用することの許可であり、自由に対する最低限の制限だった。そこについて、規制当局は必要以上に制限を加えることは本来すべきではないという議論が前提になっていた。しかし、携帯電話事業者は、我々市民の生活に重大な影響を及ぼす事実上の公益事業的な面を持っている。ある程度、特許的な仕組みにせざるを得ないと思われる。

また免許不要局について、先ほど高田構成員から話があった野良デバイスに関して、野良デバイスを除去する責任が物理空間において何に例えられるかと考えると、広場ではないかと思われる。広場にゴミが散乱している時に、最終的に地方自治体が撤去する際の立入権限や、不審物については警察に調査権限を与える等のような法制的な仕組みを作らないと、野良デバイスばかりになり、電波の混信等によって使えなくなるということになるのではないか。

(藤原構成員)

野良デバイスはサイバー攻撃の踏み台になるリスクがあるため、これについてどのように対処していくかが重要。

(高田構成員)

この論点について、資料を見返したところ、前回会合で関口構成員が発言されたデバイスのオンオフについての話がP. 31にあるが、これも同じ意識でもともと発言されていたと思われる。P. 10の周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設についてということで発言したが、どちらかと言うとP. 31の共用を前提とした割当てが論点としては適切かと思われる。

(飯塚構成員)

先ほどの寺田構成員のご指摘について若干補足する。周波数の返上という仕組みについて、最終的には返上という形になるにせよ、その前に改善命令や罰金の設定、電波を有効利用できない理由を事業者サイドが説明できる機会を設ける等、段階的にして、最終的に周波数を返上するという制度の在り方を考える必要がある。

②資料10-4に基づき事務局から説明が行われた。

(高田構成員)

実験研究用の端末の持ち込みについて、一つ指摘したい。今回の問題は国際的な技術標準に準拠はしているが、日本で技適をとっていないケースである。様々な実験をする際、注意すべき点は、電波を出すことで干渉を受ける側があることの認識である。最終的には情報通信審議会や電波監理審議会といったプロセスを経て技術基準を策定するという原則は踏まえつつ、きちんと制度化する必要がある。これは実験試験局の実用化でも同様である。最終的に既存の利用者との間の共用を考えると、明確な制度化が必要であり、スピードアップの工夫を長期的に考えてほしい。

(関口構成員)

審査の遅れが海外からの参入を阻んでいるという批判については、特許出願の審査についても時間がかかると批判された例がある。審査自体を迅速に、簡便な方法で技適取得できる方法も考える必要がある。特に、これから国際的にIoTの製品が相互に行き交う中でボトルネックになることは避けたい。

(野崎電波政策課長)

実験試験局の免許の迅速化については、例えば特区の活用等、様々な迅速化に取り組んでいる。他方で、実験を実施した地域で混信が発生しなかったため、全国でも制度化できるかという、これは別問題であり、他の地域だと混信が起きる、又はその周波数帯を別の用途で実用化したい事業者がいるという可能性もある。そのため、情報通信審議会や電波監理審議会では利害関係者の意見を聞きつつ、デュープロセスを踏んで制度整備を進めることが重要である。既に電波法では、実験を行った事業者が、総務省に技術基準を策定してほしいと申し出ることができる制度がある。そのようなイノベーターの方々が活用できる制度もあり、今後しっかり周知していく。

(北構成員)

地域BWAについては期限を切って、いつまでに開設する、という計画をもって、議論する必要がある。開設計画を出すか出さないかもそうだが、出さない地域にはその帯域を他の用途でしっかり使っていく。既に免許を割り当てられ、事業を開始している地域については、有効利用の程度を調査するといった明確な方針を打ち出すべきだと思われる。

(大橋構成員)

二点述べる。一点目は、新たな割当手法によって生じる収入の用途について、負担に対する受益との均衡などの考え方は既に現行の電波利用料制度の考え方にある。資料の青色の②で、ここを超える部分をどう使うかがやはり重要な論点である。ここを超える部分がなぜ生じるかという、最も効率的かつ能率的に電波を使える者に、割当てに伴う事務を上回る

お金を支払ってもらっているから。そうすると、ここから生じる収入の用途は無限定にならないか。資料には電波に係る用途とあるが、場合によっては電波に係らなくてもよいのではないか。電波に係る用途に限定するならば、明確なロジックを説明する必要がある。

二点目は、二次取引について、いくつかの類型に分けられるかもしれないが、何を行政目的としているのか明確にしないと、二次取引の中で懸念すべき内容がはっきりしない。例えば、電波を既存事業者に使わせる際には開設計画を認定していく。行政としては事業者がその電波を使わせているが、行政目的は、認定計画の着実な履行だとすれば、既存事業者が履行しなくても、二次取引により電波を受け取った事業者が認定計画以上のことをしたい、新しい事業を行いたいのであれば、当初電波を割り当てた際の行政目的は達成されると考える。このような形の二次取引もありうるのではないかとと思われる。

(多賀谷座長)

例えば、移動体の事業者が周波数の一部を MVNO に利用させている場合、開設計画どおり行っているかどうかについて、事業者自身の活動部分だけを考えるのか、MVNO を通じて行われている周波数の利用も含めた全体で考えるかという話も関わってくるかもしれない。

(北構成員)

議論を重ねてきて材料も揃い、特に、(1)・(3)について様々なバックデータが出てきているが、最終的な判断をするところまでは距離がある。残された時間もあまりないが、更なるバックデータや具体的なオプションを提示してほしい。特に、次回は電波利用料関係の話になると思われるが、特性係数のオプションや今は二区分になっている帯域区分をどこで切るのかなどについては、データに基づいてしか考えられない。いくつかのオプションを出してもらえると、効率的な議論になると思われる。

③坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官から締めめの発言

(3) 閉会

以上